

# 政策法務ニュースレター

・ . . . . . 現場の課題を解決するルールを創造するために . . . . .

2008年【秋】特別号



千葉県の政策法務 ～ 対談:「政策法務委員会の課題と展望」より ～

## 本号の内容

- 1 「政策法務」とは？
- 2 「担当課」 = 「政策法務の主役」
- 3 「政策法務主任」の活用
- 4 「政策法務委員会」の現在と今後
- 5 むすびにかえて



千葉県 総務部 政策法務課  
政策法務室 中庁舎 6 F  
電話 043-223-2157  
FAX 043-201-2612  
Eメール [houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp)

平成20年8月、千葉県の政策法務委員会委員長と政策法務参事が、「政策法務委員会の課題と展望」をテーマにして対談しました。

>>> 【概要】政策法務ニュースレター2008年8月号 (Vol.5 - 2)

実際の対談では、「政策法務とは何か」「政策法務主任をどう活用すべきか」など、幅広い議論が行われましたので、ぜひ皆さんに紹介したいと考え、特別号を発行することとしました。

## 【対談者紹介】

### 高梨 国雄 総務部次長

現在、政策法務委員会の委員長。昨年度も、政策法務委員会の委員(農林水産部次長)。

### 神崎 一郎 総務部参事

現在、政策法務担当の参事。国(衆議院法制局)から、千葉県に派遣中。

## 1 「政策法務」とは？

**神崎** まず、「政策法務とは何か」あたりから議論しましょう。私は昨年、千葉県に赴任してきて、当時、政策法務研修を受講する県職員の事前アンケートを読ませてもらい、衝撃を受けました。「よく分からない」「難しそう」ならまだしも、「暗い」「怖くて政策法務課の部屋に入れたい」とか書いてありました。「政策法務」について、まだ、よく分かっていない方が多いと思います。

そういう私自身、当時は、「政策法務」という言葉を知りませんでした。国は、地方分権改革前の自治体のように機関委任事務で手足を縛られておらず、ほぼフリーハンドだったので、「政策法務」の看板を掲げなくても、自然と政策法務の発想で仕事

ができたからです。

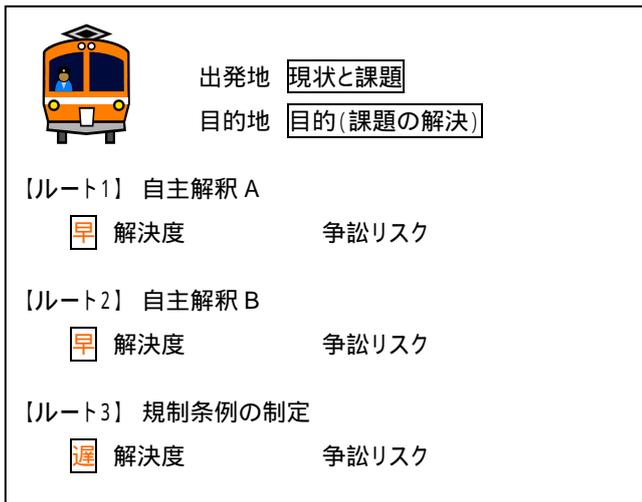
**高梨** たしかに国の職員は、憲法には縛られるのですが、自らが法律を立案するわけですので、自然と政策法務の発想を持てるという意味では、自治体の職員とはだいぶ違う状況なのでしょうね。

**神崎** 憲法にも縛られますが、既存の法律がつくり上げた法体系にも反することはできない点は、国の職員も同様です。そうすると、第一次分権改革で機関委任事務が廃止されたこともあり、憲法と既存の法体系に反することができないという意味では、自治体職員の目線は、国の職員の目線とかなり近付いてきてよいと思います。**国の職員の目線に自治体の職員の目線を近付けるためのツール**がある意味、「政策法務」なのではないかと感じています。

最近になって、政策法務について、電車の「乗り換え案内」ソフトのようなイメージを持ちました(参

照：【図1】政策法務のイメージ)。「出発地」と「目的地」を入力するといくつかのルートが出てきて、どれを使えば乗り換え時間が短いとか安いとか分かる、といったイメージです。「このルートを使えば、たとえば、こういうメリットやデメリットがある」といったように、**複数ルートのメリットやデメリットを法的に正確に評価した上で一つを選択する**というものが、「政策法務」の分かりやすい例えだと思えます。

【図1】政策法務のイメージ  
～ どのルートを選択しますか？ ～



**神崎** さらに、政策法務というと「条例ですか？」とおっしゃる方が多いのですが、先ほどの「乗り換え案内」論でいきますと、条例だけではないはず。日々の行政運営で、「この道を通ると、こんなメリットやデメリットがあるのではないか」といった評価を、無意識に行っているはずなのです。「政策法務」は、「**無意識に行っていることを意識的にやりましよう**」ということなのだと思います。

**高梨** 行政全般を見渡してみると、様々な課題があり、いかに解決するかといったときに、様々な乗り換え案内、つまり方策があるはず。そういう意味では、「政策法務」に限らず、行政の仕事は一般的に、様々な可能性を検討し、最良の政策を選択していく点では、同様であるという感じがします。

こうした思考方法は他の行政の仕事と同様ですが、「政策法務」は、様々な方策について、「**法的な面からきちんと裏付け**をとり、法令解釈や条例化等をしたときに**訴訟対応などで問題が起きないようにきちんと整理**をしていく」という視点がポイントだと考えます。

## 2 「担当課」 = 「政策法務の主役」

**神崎** 日々、行政運営を行う上で、様々な可能性を検討し、最良の政策を選択していくといった思考

方法が必要で、法的な側面から切り口を設定したときの呼び方が「政策法務」だと思すと、その**主役は「担当課」**だと思います。担当課が様々なルートを様々な側面から、ときには法的な側面から検討して、あるルートをきちんと設定できるようになることが、期待されます。

**高梨** 私も、主役は担当課だと思います。権限と責任があり、その分野の専門家集団であるわけですので、まず、**担当課が法的な面も含めて、きちんと問題点、対応策を整理**した上で、政策法務課に持ち込んでいくことが基本と考えます。政策法務課は、あくまで支援組織だと思います。

**神崎** その点に関連し、政策法務課と担当課との役割分担という、非常に悩ましい課題があります。政策法務課は、議会ではほとんど答弁しませんし、県民にも直接責任を負いません。個別の政策について究極的には責任を持ってない政策法務課は、主役である担当課の政策の中身にどこまで口出しをできるか、といった点です。

政策法務課の関わり方は、ある政策の意思決定のプロセスに関与し、途中で必ずアドバイスをする機会を担保していく方向がよいと思っています。

**高梨** 政策法務課は、最終決定をする立場にはないわけですし、また、担当課により関与の度合いや仕方は異なってくるのですが、**法的な視点、考え方、問題点、メリット・デメリットを、政策法務課の意見として担当課に伝えていく**ことは大切な役割だと思います。

先ほどの「乗り換え案内」論でいけば、課題解決に向けた複数のルートを検討し、それぞれのメリットやデメリット、そして法的評価を明確に示してあげるといところで意味があると思います。さらに、「順位」なども示していけるとよいですね。

このようにして**政策法務課の法的評価も踏まえた複数ルートを基に、担当課が、責任をもって検討を行い、最適なルートを選択する**のが望ましい姿だと思います。

## 3 「政策法務主任」の活用

**神崎** 今年度、「政策法務主任」制度が発足しました(参照：政策法務ニューズレター2008年5月号(Vol.5-1)「政策法務主任が配置されました!」)。担当課の法務能力を向上させていく上で非常に有意義で、ますます活用していくべき制度だと思います。

**高梨** 同感です。昨年度も政策法務委員会の委員を務めましたが、やはり、具体的に委員の指示に従って動いてもらえる職員がいると、「**部内調整**」も

非常に助かるのではないかと考えていました。今年度、各部に政策法務主任を配置したことは、本当によかったと思います。

また、政策法務主任と一緒に政策法務委員会の議論を聞いているということも、非常によいことです。議論の内容が直接伝わりますし、委員会の意向を踏まえて部内の調整をしてもらうことが可能となります。

**神崎** まさしく、政策法務主任が各部等の政策課に置かれていることの意義だと思います。

**政策法務主任の当面の主な業務として、  
政策法務重要案件等への対応  
担当課からの政策法務相談への対応  
政策法務委員会の委員の職務の補助等**

があります。

は、政策法務重要案件等(条例等の立法、法令等の解釈・運用、争訟などについて県独自の対応や組織横断的な対応が必要とされる案件)、あるいは政策法務の視点で解決を必要とする個別具体的な案件について、各担当課と政策法務課との間の連絡調整を行うとともに、各担当課からの相談に応じ、政策法務課と連携して、各担当課が行う政策法務の実践を支援するといった業務です。つまり、**各担当課の法務能力のアップのために行動するという役割**を果たします。

は、政策法務委員会の委員をサポートするほか、組織横断的な政策法務の視点による対応を図るため、部間・部内又は政策法務課との連絡調整を行うとともに、政策法務課と連携して、政策法務に関連する情報の収集・共有などを行う業務です。

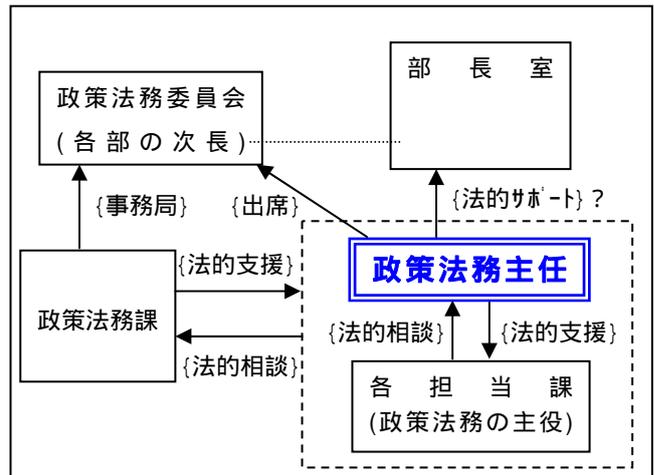
**高梨** 例えば、政策法務重要案件に指定されている「**条例等の整備方針**」については、当初の計画からすると条例化等に向けた取組みが進んでいません。この状況を踏まえ、政策法務主任には、取組みが遅れている担当課を叱咤(した)激励していくという役割を担ってほしいと思います。

**神崎** 各担当課からすれば、もっと**政策法務主任を活用**してよいのではないのでしょうか。さきほど掲げた3つの業務は、あくまで当面のものです(参照：【図2】政策法務主任の活用)。

「政策法務主任」制度は、様々な可能性を持っています。たとえば、政策法務主任には、各部の**部長室の法務スタッフとしての役割**も期待したいと思います。なぜなら、各部の部長室は、法務スタッフ的な面で、必ずしも基盤が強固ではないからです。例えば、政策法務主任を各部の部長室の法務スタッフとして活用できれば、部長室がある政策を採用すべきか判断するに際し、政策法務主任が法的な問題点を整理できます。また、法的整理がとても難しい案件でも、ある程度整理された上で政策法務課に持ち込まれることになり、非常にうまくいくと思います。

【図2】政策法務主任の活用

～ 政策法務の相談が身近になりました ～



**高梨** そういった役割は、政策法務主任に期待していいと思います。各部の部長室に法的な面をアドバイスできる人がいれば、部長室を十分にサポートできると思います。また、各部の部長室と政策法務課との間を繋ぐ役割を果たしてもらっても期待できるのではないのでしょうか。

## 4 「政策法務委員会」の現在と今後

**神崎** 千葉県の政策法務委員会は、ユニークな組織です。1つは**構成員が次長級**であること、1つは**機能面が融通無碍(むげ)**であることです。爆発的な効果を発揮する可能性がある反面、明白な決定権がないゆえに全く効果を発揮できない可能性もあります。

まず、委員が次長級で構成されている点について、その意義を考えたいと思います。

**高梨** 次長という職は、部長でも課長でもない、中二階みたいな立場です。部長と違い決定権のない立場であるからこそ、各部内の仕事を全般的に見渡しながら、ある程度**自由な議論**をすることができます。また、これまでの課長経験などの**幅広い行政経験を踏まえた議論**が期待できます。

**神崎** 次に、政策法務委員会の機能について考えたいと思います。政策法務委員会のことを知らない方に、政策法務委員会の説明をすると、「えっ?」という反応をしばしば受けます。それは、従来型の組織ではない政策法務委員会が、機能的に分かりづらい面があるからなのだと思います。

従来型の組織ですと、例えば、諮問機関は諮問を受けて答申を出す、議決機関はある事項について議決する、というように会議体の仕事が決まっています。一方、政策法務委員会の議論の生かし

方は、融通無碍です。こうした側面は、政策法務委員会の強みであると同時に、弱みにもなり得ると思っています。

**高梨** 議決機関でないからこそ、**自由な意見交換を行い得る組織なのだと思います。**

また、私が一番良いと思っている点は、様々な重要な案件について、**かなり初期の段階から、政策法務委員会で繰り返し検討されていくという、積み重ねの過程を経ることができる**ことです。政策法務委員会は広い意味での庁内調整の場でもあり、部局横断的な幅広い意見交換の場でもあります。この機能を持つ政策法務委員会は、県庁内において貴重な存在だと思います。

**神崎** さらに、政策法務委員会でかなり初期の段階から議論がなされることによって、担当課が、条例立案等のかなり早い段階で、その条例案等が**他の部にも関係するのだという認識**を明確に持つことになるという効果も、期待できます。

ここで、「政策法務委員会での議論をいかにフィードバックするか」が大事になってくると思います。政策法務委員会で議論されたことについて、各部にフィードバックすることと、次回以降の政策法務委員会につなげていくことが重要だと考えます。

**高梨** 政策法務委員会の検討状況は、**部内の会議で報告がなされ、周知が図られている**ところです。そういった報告を通じて、他の部局の新たな取組みはもちろん、「政策法務課」や「政策法務委員会」の役割も理解してもらえenと思います。

**神崎** ところで、最近では、従来の条例案件だけではなく、訴訟案件を報告したり、議論したりということを行うようになりました。訴訟を提起された直接の担当課だけではなく、他の部署にも一般化できるものは積極的に取り上げていくという方向性について、何か御意見はありますか。

**高梨** 千葉県に関わる訴訟は多数存在しますが、その中で、「こういった理由でこの訴訟については政策法務委員会にテーマとして取り上げるのですよ」という意義が明確であればよいと思います。我々、委員としても、庁内の大事な動きのひとつとして承知しておくことが、各部内の仕事を進めていく上でも、たいへん参考になります。

**神崎** これまで、訴訟というのは、個別の案件の範囲内で、勝つなり、負けるなりして、それで終わりという面があったと思います。しかし、これからの政策法務的な発想、「乗り換え案内」論でいけば、ルートの設定に反映させていくためには、**訴訟で得たものから何か取り出してフィードバック**させていくという作業も必要になってきます。その一環を政策法務委員会で議論していただくため、昨年度あたりから積極的に取り上げるようになり、また、今後も続けていきたいと考えています。

**高梨** 次のステップに向けて、政策法務委員会においてさらに充実した議論を行い、一層、存在感のある委員会にしていけるよう努力したいと思っています。

これまで、「条例の制定」や「訴訟への対応」、あるいは分権絡みで「国に対する政策の提言」などの問題が議題として取り上げられてきました。これらに加え、「**法務的政策評価**」、つまり、これまで制定された条例の運用や、県が関わった様々な訴訟結果などを受けて、「こういった問題が出てきている」「こういった点を改善していかなければならない」あるいは「他の分野にも生かしていかなければならない」という評価をしていかなければいけない段階にきていると思います。政策法務委員会において、**過去に携わってきた取組みに対する評価、そして今後の対応への活用**、といった面に生かせるような議論ができていたらよいと思います。



## 5 むすびにかえて

**高梨** 国からいらっしゃっている神崎参事に、**千葉県の政策法務の現状**についての御感想を聞きたいと思っています。

**神崎** 千葉県は政策法務の先進県と言われていますが、予想していた以上に、**政策法務的な発想がかなり機能して、根付いてきている**というのが、率直な感想です。

しかし、政策法務課によく足を運んでくる担当課と、そうでない担当課があります。よく足を運んでくる担当課は、こちらから何も言わなくても、政策法務的な発想で業務に当たっているという傾向にあります。一方、全く来ない担当課では、いったいどのように業務に当たっているのか、問題が起きない限りさっぱり分からない、という恐ろしい面もあります。政策法務的な考えをいかに**庁内全般に認識してもらおうのか**が、**今後の重要な課題**なのだと思います。

**高梨** 政策法務的な考えを庁内全般に認識してもらい、**主役である各担当課**が主体的に政策法務を推進していくようにするためには、**政策法務課**の努力が必要です。また、政策法務委員会の構成員である**次長**、そして今年度から置かれた**政策法務主任**の力も必要になってくると思います。

一気には変わらないかもしれませんが、継続して取り組んでいかなければならない、重要な課題だと認識しています。**政策法務的な考えが庁内全般に浸透することは、各部局で抱えている様々な課題の解決に少なからず資するもの**と信じています。